

平成28年7月6日

広島大学教職員組合執行委員長
難波博孝様

広島大学理事（財務・総務担当）
片山純一

人事異動に関する就業規則改定等の要求について（回答）

2016（平成28）年6月1日付けで要求のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

要求事項1

就業規則第12条（異動）に以下の条文を追加することを要求する。

- (1) 「異動を命ずる場合は職員の事情を考慮する」旨の条文
- (2) 「異動を命ずる場合は、原則として発令日の30日前までに内示する」旨の条文

（回答）

(1) 「異動を命ずる場合は職員の事情を考慮する」旨の条文の追加について

現在、異動を命ずるにあたっては、可能な限り職員の個々の事情を考慮した上で行っておりますが、他大学の就業規則の規定内容も確認し、当該取扱いを本学就業規則への条文に追加することについて、今後検討いたします。

また、内示前の打診を行うことについては、原則として、人事異動計画の秘匿性を維持する必要があることから難しいと考えます。もっとも、人事異動に伴い住居移転が必要と想定されるなど、職員にとって大きな影響があると考えられる場合には、異動計画の秘匿性に抵触しない範囲で、内示前の打診を行う場合もあり、このような取扱いを今後も継続して行っていきたいと考えています。

(2) 「異動を命ずる場合は、原則として発令日の30日前までに内示する」旨の条文の追加について

貴組合からの申し出も踏まえ、可能な限り早期に実施できるようにしたいと考えますが、一般職員（施設系及び図書系を含む。）の異動については、部署毎の調整や全体調整を行う必要がありますので、発令日の30日前までに内示を行うことは困難な場合が多く、また、附属学校教員についても、広島県や広島市等との人事交流を行っているため、広島県等の異動状況が明らかになる3月中旬以降でなければ内示を行うことはできません。

以上の事情から、就業規則への条文の追加はできかねます。

要求事項 2

教職員の「研修」については、その実態が就業規則第 12 条に規定する異動に該当するか否かの正確な判断を行ない、当該異動に該当する場合は、就業規則に則った運用を行なうことを要求する。

(回答)

一般職員（施設系及び図書系を含む。）の研修のうち、長期にわたるものについては、広島大学職員研修規則（平成16年4月1日規則第95号）第9条（現職での研修）又は第14条（文部科学省等での研修）に基づき、実施しており、学内公募や本人の希望及び職員の事情を考慮したうえで、受講者を決定しております。

なお、附属学校教員の研修のうち、長期にわたるものについては、広島大学附属学校間長期派遣研修実施要領（平成25年2月14日理事（教育担当）決裁）に基づいて行っておりますが、貴組合が把握しておられる問題状況に応じて、必要な対応を考えていきたいと思っておりますので、具体的に説明していただくようお願いいたします。

要求事項 3

人事異動により変更となる労働条件及び適用が変更になる場合は給与制度等について、事前の「打診」の段階で本人へ十分に説明することを要求する。

(回答)

要求事項 1 (1)の回答文のとおり、異動計画の秘匿に抵触しない範囲で、内示前の打診を行う場合がありますが、その際には、異動に伴い変更となる労働条件等について説明いたします。